【2021-22 過去問解きまくり！　民法Ⅱ　訂正表】2021 年 11 月 18 日現在

★が付いたものは，成年年齢引下げ等の民法改正（2022 年４月１日施行）に対応するための修正である。

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	掲載日
147	問題 43	肢Ｄ ４行目	（民法 486 条）	（民法 486 条１項）	2021/10/01 訂正
279	問題 77	肢ア ２行目	（民法 486 条）	（民法 486 条１項）	2021/10/01 訂正
295	章末 CHECK	Ａ11 ２行目	（民法 486 条）	（民法 486 条１項）	2021/10/01 訂正
363	問題 102	肢オ ３行目	**土地賃借権を第三者に**	**賃借物である土地を第三者に**	2021/10/01 訂正
542	問題 161	肢３ ５行目	**法定の監督義務者**とは，未成年者についての**親権者**（民法 820 条）・**未成年後見人**（民法 857 条），精神障害者（成年被後見人）についての**成年後見人**（民法 858 条）などである。これに対して，未成年者についての**保育園**，**幼稚園**，精神障害者についての**病院**は，**代理監督者**に当たる。	**法定の監督義務者**とは，未成年者についての**親権者**（民法 820 条）・**未成年後見人**（民法 857 条）などである。これに対して，未成年者についての**保育園**，**幼稚園**，精神障害者についての**病院**は，**代理監督者**に当たる。なお，判例は，成年後見人が負う身上配慮義務（民法 858 条）は，成年後見人に対し成年被後見人（精神障害者）の現実の介護やその行動の監督を求めるものではないから，「**成年後見人**であることだけでは**直ちに法定の監督義務者に該当するということはできない**」としている（最判平 28.3.1）。	2021/11/18 訂正
606	表★	２行目	男は 18 歳，女は 16 歳（2022 年4月1日から男女とも18歳）になるまで婚姻できない（731）	男女とも 18 歳（2022 年 4 月 1 日から）になるまで婚姻できない（731）	2021/10/01 訂正
661	必修問題	肢１ ９行目	被相続人Ａの直系卑属である子に限られており（同項本文・但書）， 被相続人の子Ａの子（孫）に限られており（同項本文。なお，肢４の解説参照）， **被相続人の子Ａの子（孫）に限られており（同項本文。なお，肢４の解説参照）**，